

指名停止等一覧表

(期間 令和7年7月1日 ~ 令和7年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	大館桂工業株式会社	秋田県大館市御成町3-7-17	令和7年8月8日から令和7年9月7日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不正実な行為)	大館桂工業株式会社は同社の業務に関し、労働災害に係る虚偽の報告をしたことから労働安全衛生法違反に該当するとして、令和7年7月17日に建設業許可部局である秋田県知事から監督処分を受けたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社石川組	秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3	令和7年8月8日から令和7年9月7日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不正実な行為)	株式会社石川組は同社の業務に関し、労働災害に係る虚偽の報告をしたことから労働安全衛生法違反に該当するとして、令和7年7月17日に建設業許可部局である秋田県知事から監督処分を受けたものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	小国町森林組合	山形県西置賜郡小国町 大字小国小坂町二丁目57番地	令和7年9月1日から令和7年10月31日まで (2ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不正実な行為)	小国町森林組合は、令和6年9月4日に置賜森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出にあたり、令和7年5月2日、契約区域外であるスギ立木外(スギ35本、その他広葉樹5本材積17.14m ³)を誤って伐採したものである。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	株式会社小又建設	青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59番地4	令和7年9月29日から令和7年10月28日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不正実な行為)	株式会社小又建設は、福島県耶麻郡警梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、福島県猪苗代警察署に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで逮捕され、同年7月23日に福島地方検察庁会津若松支部に同違反の罪で起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
5	阿部建設株式会社	宮城県仙台市青葉区中江二丁目23番20号	令和7年9月29日から令和7年10月28日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準(不正又は不正実な行為)	阿部建設株式会社は、令和2年7月に水産加工会社の元代表を含むほか2名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反したとして、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。